

意見書（案）第33号

学校、保育所等における香害及び化学物質過敏症対策を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	石 井 れいこ

学校、保育所等における香害及び化学物質過敏症対策を求める意見書

香料入り洗剤、柔軟剤などの身近な生活用品から発せられる人工化学物質により、頭痛、吐き気、倦怠感、呼吸困難などの症状が引き起こされるケースが増加し、社会問題となっている。最近では、抗菌、消臭成分を配合した製品による香害も増え、全国で患者数が100万人以上とされる化学物質過敏症の発症の契機と指摘されている。とりわけ、成長過程にある子どもたちにとって、化学物質への曝露は将来的な健康リスクの要因となるため、学校や保育所等の環境における予防的対応が極めて重要となる。

2024年度に日本臨床環境医学会環境過敏症分科会及び室内環境学会環境過敏症分科会が未就学児や児童生徒を対象に行った「子どもの「香害」及び環境過敏症状に関する実態調査」は、三鷹市を含む全国約1万人から回答が寄せられた。その結果、香害による体調不良を起こしたことがある子どもの割合は未就学児2%、小学校低学年7%、高学年11%、中学生13%と年代が上がるにしたがって増える傾向にあり、約2%は香害のために不登校傾向にあることが判明した。

教育機関には、全ての子どもたちの心身の健康を守り、学ぶ権利を保障する責任がある。新しいシックスクール問題といえる香害による健康障がいから子どもたちを守るため、学校や保育所等を無香料な空間に整えていくことは重要である。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもたちの健康を守るため、下記の事項に取り組むよう要望する。

記

- 1 香害を含む化学物質過敏症に関する全国的な実態調査を実施し、特に教育現場等における影響の把握と科学的データに基づく施策の基盤整備を行うこと。
- 2 学校や保育所等での香り製品使用に関するガイドラインを策定し、香料、抗菌、消臭成分入り洗剤、柔軟剤、香料製品の使用を控える指導を明文化すること。
- 3 教職員、保護者、児童・生徒への教育、啓発活動を行い、香害の健康影響に関する理解を促進すること。
- 4 学校環境衛生基準に香害対応項目を追加すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明